

概要版

第3期知立市障がい者計画「はっぴいぷらん」

《平成27年度～平成32年度》

第4期知立市障がい福祉計画

《平成27年度～平成29年度》



わかりあい、支えあい、
みんなでつくる安心でいきいきと暮らせるまち

平成27年3月

知立市

計画の期間

「知立市障がい者計画」の計画期間は、平成 27 年度から 32 年度までの 6 年間、「第 4 期知立市障がい福祉計画」の計画期間は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間とします。

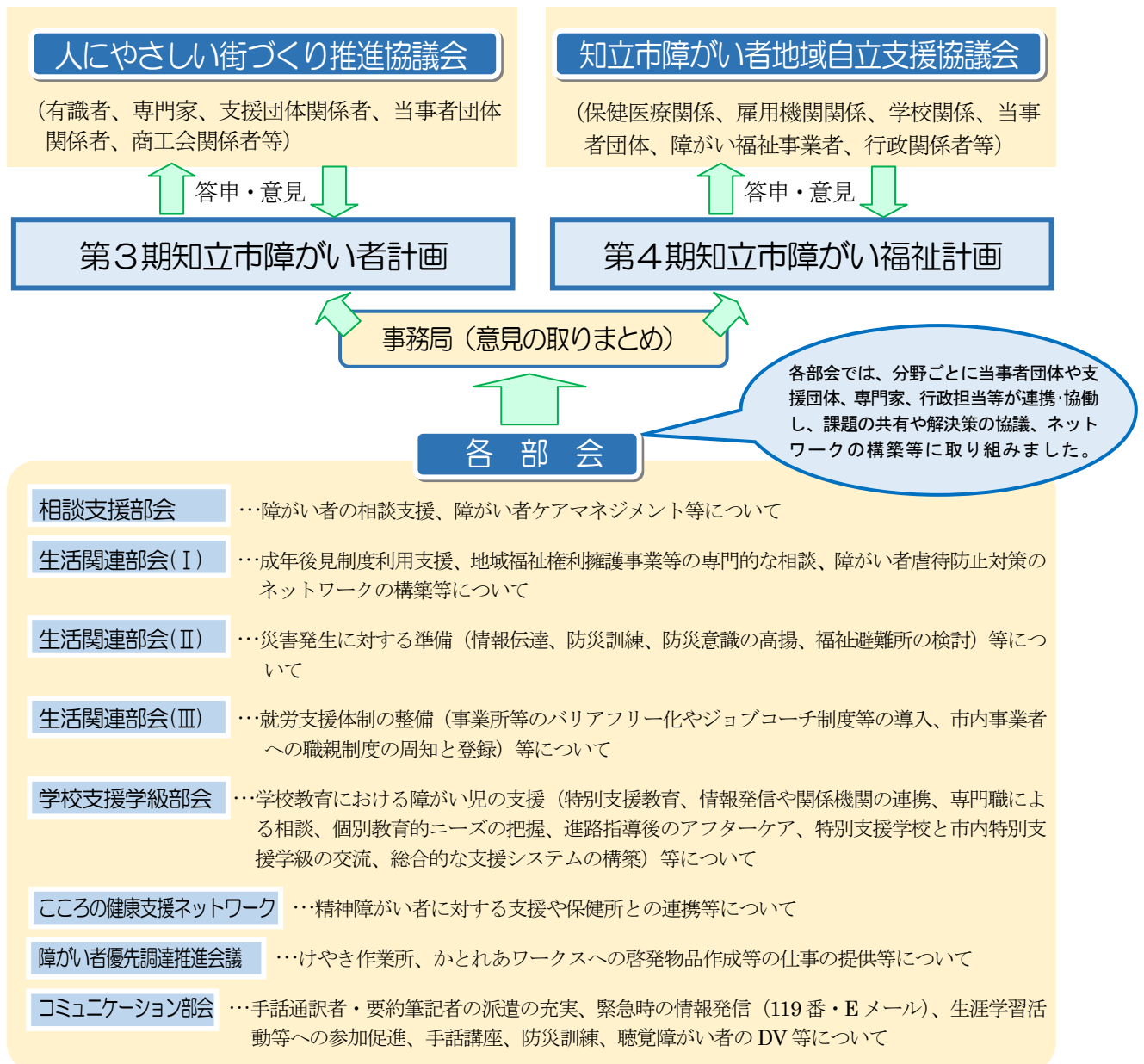
基本理念・めざす姿

本市では「知立市障がい者計画」に次の基本理念・めざす姿を掲げ、施策を推進しています。「第 4 期知立市障がい福祉計画」もこれに基づき推進します。

策定体制及び計画の推進体制

本計画は、人にやさしい街づくり推進協議会において、1 年に一回の経過報告及び意見交換等を実施し、進捗管理を行います。

また、各部会については、平成 27 年度以降も継続して毎年 3 回程度開催し、当事者や保護者、支援団体、事業者等の連携による、効果的な計画の推進を行います。



第3期 知立市障がい者計画 施策の体系

◆目標◆

◆施策◆

1 差別解消・権利擁護等 社会参加への支援

- (1) 障がいのある人に対する理解の浸透
 - ①地域における障がい者の理解の促進、②障がい児についての理解の促進、③障害者週間の周知
- (2) 当事者団体等への支援
 - ①障がい者団体等への支援の充実、②障がい者団体等との連携強化
- (3) 地域における支え合いの仕組みづくり
 - ①障がい者団体やボランティア・市民活動団体との連携促進、②福祉に関する教育の推進
- (4) 交流活動の推進
 - ①障がい者（児）との交流の推進、②ボランティア・市民活動の充実
- (5) 学習、スポーツ、文化・芸術活動等への支援
 - ①参加しやすい環境づくり、②講座型デイサービス事業の推進、③スポーツ活動への支援
- (6) 権利擁護・虐待の防止の推進
 - ①成年後見制度等の活用、②障がい者の虐待防止

2 地域生活支援 の充実

- (1) 在宅生活を支える福祉サービスの充実
 - ①障害福祉サービスの充実、②適正なサービス提供体制の確立、③市独自の在宅福祉サービスの充実、④交通に関わる補助・割引等の充実
- (2) 生活の場の充実
 - ①医療、介護予防との連携による健康づくりの推進

3 ユニバーサル デザインの推進

- (1) 人にやさしいまちづくりの推進
 - ①人にやさしい街づくり推進計画ユニバーサルデザインの推進 ②住宅改修等の推進
 - ③交通環境におけるバリアフリー化 ④公立文教施設のバリアフリー化
- (2) 歩道・公園等の整備
 - ①公園等の整備 ②外出時に支障となる歩道等の整備

4 安全・安心の まちづくり

- (1) 防災ネットワークの構築
 - ①緊急時の情報発信 ②避難行動要支援者支援制度の推進 ③防災活動の推進
- (2) 防犯対策、消費者トラブルの防止及び被害からの救済
 - ①防犯対策、消費者トラブルへの対策

5 療育・教育・子育て支援の充実

- (1) 療育体制の充実
 - ①療育体制を強化する仕組みづくり
- (2) 就学前の障がいのある児童への支援の充実
 - ①統合保育の推進、②障がい児通園施設の整備、③親子分離療育事業
- (3) 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
 - ①教育相談の充実、②個別教育的ニーズの把握、③特別支援教育の推進、④障がいについての理解の促進
- (4) 発達障がいのある児童への支援の充実
 - ①発達障がいの早期発見・早期支援、②関係機関の連携の促進、③通級指導教室の充実
- (5) 休日や放課後の生活の充実
 - ①休日や放課後の生活の充実

◆目標◆

◆施策◆

6
雇用・就労

- (1) 一般就労機会の拡大
 - ①雇用の拡大
- (2) 福祉的就労の支援
 - ①福祉的就労の確保
- (3) 就労相談・情報提供
 - ①就労における相談支援

7
保健・医療

- (1) 障がいのある児童の早期発見
 - ①乳幼児に対する育児支援体制の充実、②療育相談・療育事業の充実、③早期療育のための情報交換・協力体制の充実、④療育指導研修の充実
- (2) 障がいの原因となる疾病の予防
 - ①健診等の充実による健康づくりの推進
- (3) 医療サービスの実施
 - ①医療にかかわるサービスの充実
- (4) 難病患者等に対する支援
 - ①難病対策の充実
- (5) こころの健康づくりの推進
 - ①こころの健康づくりの推進、②精神障がい者医療の充実、③こころの健康についての知識の普及

8
相談・情報提供

- (1) 相談支援の充実
 - ①相談体制の充実
- (2) 情報提供の充実
 - ①情報提供の充実
- (3) コミュニケーション支援の充実
 - ①情報提供の充実

第4期 知立市障がい福祉計画の成果目標

国の指針を踏まえ、平成29年度までに次の成果目標の達成を目指します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行	平成25年度実績	平成29年度目標
施設入所者数	32人	30人
平成25年度末の施設入所者に占める地域移行者数		5人
(2) 障がい者の地域生活の支援	平成25年度実績	平成29年度目標
地域生活支援拠点等		1か所
(3) 福祉施設から一般就労への移行	平成25年度実績	平成29年度目標
福祉施設から一般就労への移行者数	8人	16人
就労移行支援事業の利用者数	23人	37人
就労移行支援事業所全体に占める、就労移行率が3割以上の事業所数の割合	0.0%	66.7%

サービス等の見込み

平成 29 年度に向けたサービス等の見込み量を次のように設定します。

(1) 障害福祉サービス

事業名		内容
訪問系サービス	居宅介護	日常生活を営むことが困難な身体障がいのある人、支援が必要な精神障がいのある人、知的障がいのある人等にホームヘルパーを派遣し、入浴や排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行います。
	重度訪問介護	常時介護を要する重度の肢体不自由者等に対して、入浴や排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に援助します。
	同行援護	視覚障がいにより、行動に著しい困難を有する障がいのある人に対して、社会生活上で外出することが必要な場合において、外出時における移動先での食事・排泄等に必要な情報提供や、移動及び代筆・代読の支援等の援助を行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難を有し、常時介護が必要な障がいのある子どもや障がいのある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他の必要な介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常時介護を要する障がいのある人に対して、主として昼間に、障害者支援施設その他施設に通い、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。
	自立訓練 (機能訓練)	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、身体機能又は生活機能の向上のために、施設等において訓練を提供します。
	自立訓練 (生活訓練)	
	就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。
	就労継続支援 A型	通常の事業所での雇用が困難な障がいのある人に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。
就労継続支援 B型		

事業名		内容
日中活動系サービス	療養介護	医療を要する常時介護を必要とする障がいのある人に対して、主として昼間に、病院その他施設において行われる機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。
	短期入所	介護者の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がいのある人やその家族等の負担を軽減するため、在宅で生活する障がいのある人が短期間施設を利用することにより、障がいのある人の一時保護を行います。
居住系サービス	グループホーム (共同生活援助)	地域において共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対して、夜間や休日に相談その他の日常生活上の援助を行います。 また、旧ケアホームの機能も果たすため、必要に応じて入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスも提供します。
	施設入所支援	日中に生活介護や就労移行支援等を受けている在宅での生活が困難な障がいのある人に対して、施設において、夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービス、または地域相談支援を利用するすべての障がいのある人に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行いサービス等利用計画案を作成するとともに、サービス等の利用状況を検証し計画の見直しを行います。平成24年4月より、支給決定のプロセスが見直され、障害福祉サービスを申請した際は、原則としてサービス利用計画を作成することとなりました。
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人に対して、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
	地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村が実施主体となって、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態により実施する事業です。障がい者総合支援法の施行により、地域生活支援事業の「必須事業」が拡充されています。

【必須事業】

事業	内容
①理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。
②自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域での自発的な活動を支援し、共生社会の実現を図ります。
③相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
④成年後見制度関連事業	障害福祉サービスを利用または利用しようとする、身寄りのない重度の知的障がい者、精神障がい者に対して、成年後見制度の申し立てに必要な手続き及び経費（登記手数料、鑑定費用など）と、後見人等の報酬を助成します。
⑤コミュニケーション支援事業 (意思疎通支援事業)	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者（要約筆記者）を派遣します。
⑥日常生活用具給付等事業	障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
⑦手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得できる研修を実施し、手話奉仕員を養成します。
⑧移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人には、余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。
⑨地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【その他の事業】

事業	内容
①訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供します。
②更生訓練費給付事業	就労移行支援等利用者のうち更生訓練を受けている障がい者に訓練に要する費用を給付します。

事業		内容
③日中一時支援事業		障がい者施設などで障がい(児)者に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。
④社会参加支援事業	(ア) スポーツ教室開催等事業	障がい者の体力増強、交流及び障がい者スポーツの普及のため、障がい者スポーツ大会を開催します。
	(イ) 芸術・文化講座開催等事業(文化芸術活動振興事業)	障がい者の芸術、文化活動を振興するため、障がい者の作品展や音楽会など、文化活動の発表の場を設けます。
	(ウ) 自動車運転免許取得事業	障がいのある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部を助成します。
	(エ) 自動車改造助成事業	上肢・下肢・体幹機能障がいのある人が、就労等のため自動車を取得することが必要となった場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

【児童福祉法に基づくサービス】

障がい児に関する支援サービスは、障がい種別に分かれていた施設体系(知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等)が、平成24年4月からは、通所関係は障害児通所支援(児童発達支援等)に、入所関係は障害児入所支援(障害児入所施設)に一元化されました。また、18歳以上の施設利用者は、障害福祉サービスにより対応することとなりました。

事業	内容
①児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導等を行うものです。日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。
②放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童・生徒に、放課後や学校の休業日等に生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
③医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対して、発達支援及び治療を行います。
④保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。
⑤障害児相談支援	障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

第3期知立市障がい者計画 第4期知立市障がい福祉計画概要版
 発行 平成27年3月 発行者 知立市 / 編集 福祉子ども部福祉課
 〒472-8666 知立市広見3丁目1番地
 TEL : 0566-83-1111 FAX : 0566-83-1141